

## フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧 (平成 25 年度 9 月分)

番号	質 問	回 答
1	監査実務の順番が回ってきませんが、どのような基準で指名されるのですか。自分の方から本人にアプローチするのですか。説明を受けても実感できていません。	政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体の合意に基づき契約するものです。 (政治資金監査に関するテキスト P.43 4.8.参照)
2	政治資金規正法第 10 条第 1 項、第 2 項、第 3 項に規定の「明細書」というのがよくわかりません。規則に様式もないようですし、任意の様式でしょうか。たとえば文書払請求書とかでしょうか。	明細書には様式の定めはありませんが、次に掲げるものをいいます。(法第 10 条) ① 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受けた者が会計責任者に提出しなければならないとされている寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を記載した書面 ② 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者が会計責任者に提出しなければならないとされている支出を受けた者の氏名及び住所を記載したもの並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面 ③ 政治団体のために寄附のあつせんをした者が会計責任者に提出しなければならないとされている当該寄附をした者及び当該寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した書面 ④ 政治団体のために政治資金パーティーの対価の支払いのあつせんをした者が会計責任者に提出しなければならないとされている当該対価の支払をした者及び当該対価

		<p>の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した書面  (過去の回答と同旨)  (政治資金監査に関するQ &amp; A V-1 参照)</p>
3	<p>監査事務の場所について主たる事務所以外の場所で監査を実施した場合に明確に理由を記載することとされていますが、マスコミで取り上げられた報告書を見ると、秘書の自宅等で実体のない場所で行ったと記載されています。主たる事務所以外での実行できる場合の具体例を明確に示していただきたい。</p>	<p>政治資金監査は、その適正を確保するため、原則として国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないとされています。ただし、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合</li> <li>② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿当の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合</li> <li>③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合</li> </ol> <p>(政治資金監査に関するテキスト P. 41「国会議員関係政治団体の主たる事務所での実施」と同旨)</p>

4	<p>公開されている報告書を見ると資金使途に会食費等の記載のみが見受けられるが、具体性に欠け問題はないのでしょうか。再確認させていただきます。</p>	<p>政治資金監査においては、収支報告書に記載された支出の目的と会計帳簿、領収書等、徴難明細書等に記載された支出の目的との整合性が取れていると判断されるものについては、差し支えありません。</p> <p>なお、収支の透明性の観点からは、支出の目的はできる限り分かりやすく、具体的に記載されていることが望ましいものと考えます。</p>
5	<p>ボランティアスタッフが数名います。交通費のみ支払うため、これのみを計上しています。人件費の問題は発生しますか。(相当額を人件費と同額を寄付に計上するなど)</p>	<p>政治資金規正法において「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定められており、当該スタッフの活動に対して対価を支払うことが社会通念上相当であるようなときは「寄附」にあたります。</p> <p>この場合、会計帳簿及び収支報告書にはこれらを時価に見積もった金額を「寄附」として記載し、同額を支出にも記載する必要があります。</p>
6	<p>水道光熱費は累計で収支報告書に記載するか否かを判断し、電話代は月数の全額で記載金額を判定すると聞いたが、事実か。事実であれば、根拠如何。</p>	<p>政治資金規正法第12条第1項は、「一件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)」が一定額以上の支出について明細を記載することとしています。ここでいう「一件」とは、一の債権債務関係をいうものと解されております。</p> <p>このため、具体的には水道、光熱費、電話のそれぞれの契約等により判断することとなります。</p> <p>例えば、月毎に一の債権債務関係が確定しているような場合には、一ヶ月の支払額を一件として、一の債権債務関係に基づき、単に支払いの手段としてこれが分割されたに過ぎないような場合には、その年に係る支払いの合計額を一件として、収支報告書に支出の明細を記載することとなります。</p>